

## 第2編 都市の復興

# 第1章 都市の復興

本章は、都市計画、市街地整備等に係わる都市の復興の進め方を、東京都震災復興マニュアルとの整合を踏まえ、大きく節に区分し整理している。時期は、被害状況等で変わるため目安にすぎない。

全段階を通じて、被災者を始めとする多くの関係者等に広報・相談を行い、一方で被災者等の意向を把握し、都や国と連携しながら展開していくことが重要になる。



# 第1章 第1節

## 被害概況の把握

災対都市整備部は、被災直後から被害概況調査に着手する。  
被害概況調査は取りまとめて東京都に報告するほか、第1次建築制限区域案の作成等に役立てる。

# 1 章

## 1 家屋被害概況の把握

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
東部地域まちづくり課	東部地域まちづくり課

家屋被害概況調査は、発災後すぐに区内のおおまかな被害状況を把握するために  
 行う調査である。被災から1週間以内に、区職員により被災地区内の現地踏査  
 を行い、家屋被害の概況を把握する。調査結果は第1次建築制限区域の指定や復  
 興計画検討等の基礎資料となる。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6時間以内	災対本部からの被害情報などを整理する
発災から 12時間以内	現地調査を行う地域を選定し、調査班を編成する
1週間以内	被害調査を行い、集計調査票に取りまとめる
1週間以内	家屋被害台帳を作成し、東京都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

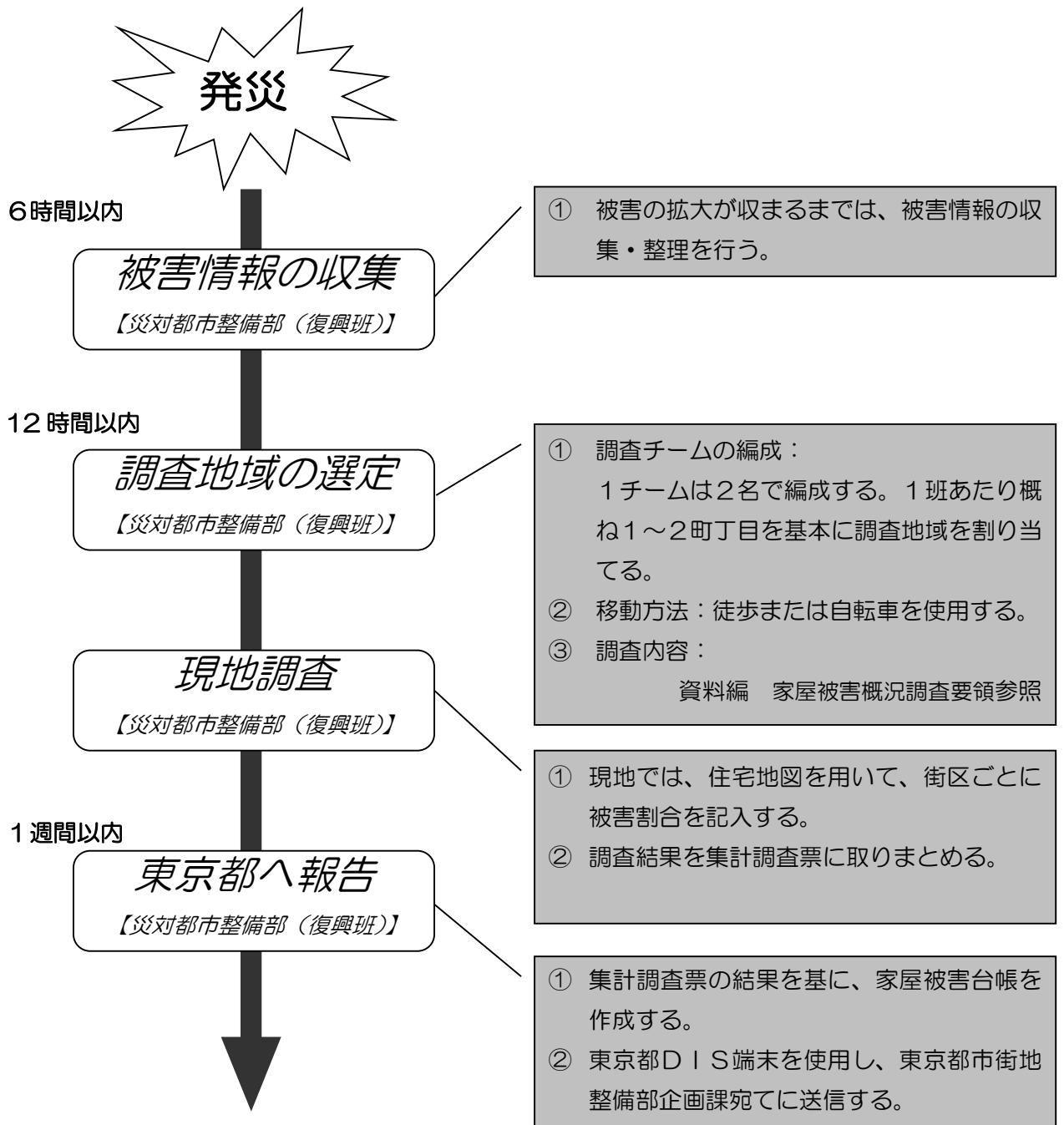
### 事前準備

- 基礎情報として世帯数や人口、面積、建物棟数などを把握しておく（被害概況調査要領参照）。
- 家屋被害台帳（Excel ファイル）への入力および東京都D I S端末の習熟、訓練を行う。

### 留意事項

- 家屋被害状況調査（第2編第1章第2節3）との違いについて理解しておく。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項に必要な物品**

- ・家屋被害台帳（電子データ）
- ・練馬区管内図（A1版）
- ・白地図（1/10,000）
- ・住宅地図（2冊）
- ・筆記用具一式
- ・装備品等（腕章、自転車、カメラ等）

☆ この項に関連する資料ページ

- ・（再掲）資料第012-4 民間住家に対する被害調査の種類
- ・ 資料第021-1 家屋被害概況調査要領  
資17・53～54ページ



# 第1章 第2節

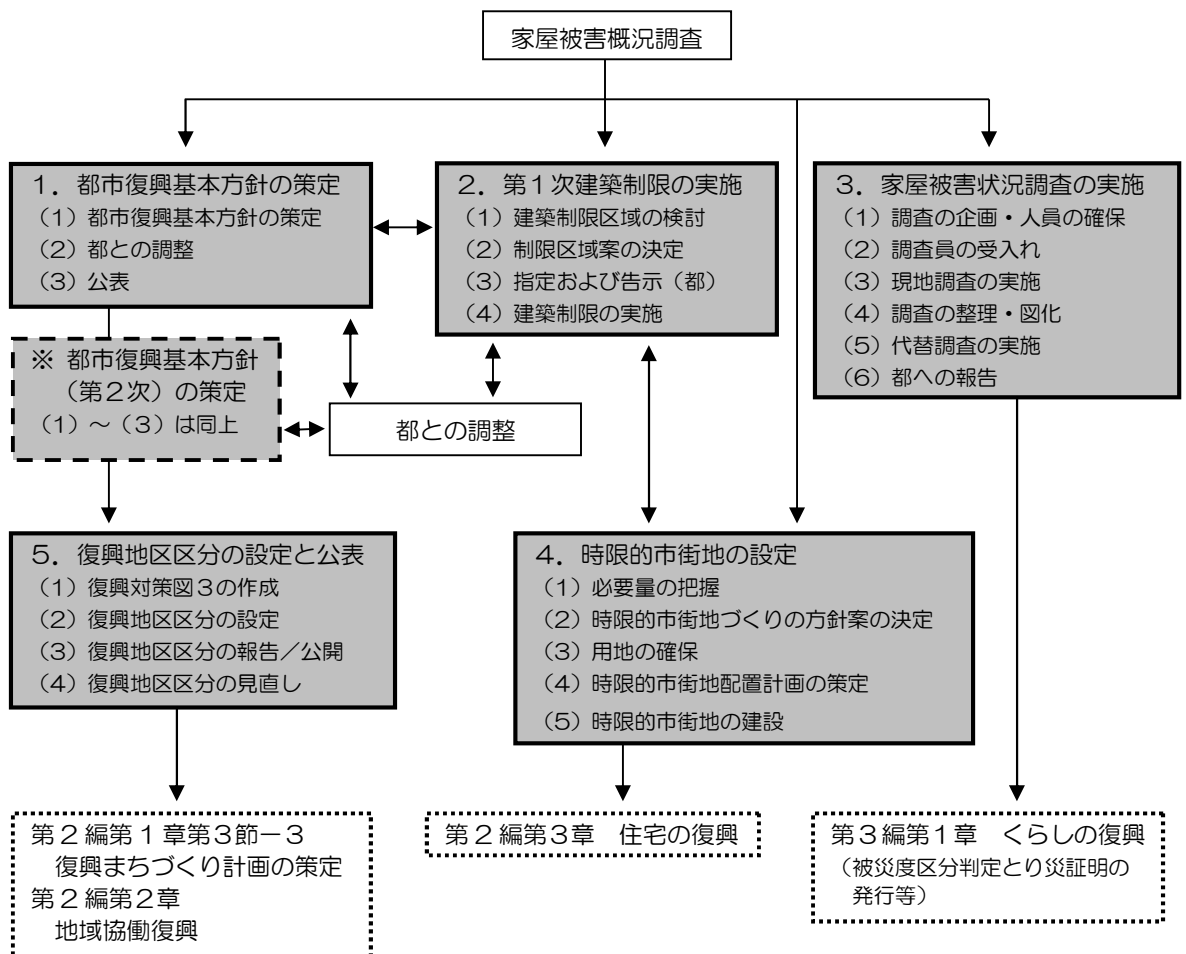
## 都市復興方針の策定と展開

区は、被災後速やかに都市復興の方向性を示すため、2週間以内に都市復興基本方針を策定し、公表する。

同時期に、第1次建築制限の実施、被害状況調査の着手、時限的市街地の設定などを並行して行う。

また、基本方針と被害状況を踏まえて復興地区区分を公表し、重点復興地区とする地区については地域復興組織（復興まちづくり協議会）の形成を働きかける。

なお、都市復興基本方針については、被災状況によっては第1次、第2次と段階的に策定、更新する方法も想定する。この場合でも、第1次建築制限の実施に必要な事項は第1次都市復興基本方針に記載しておくことが求められる。



# 1 章

## 1 都市復興基本方針の策定

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

区は、被災後速やかに都市復興の方向性を示すため、2週間以内に都市復興基本方針を策定し、公表する。

ただし、被災状況によっては第1次、第2次と段階的に都市復興基本方針を策定、更新する方法も想定する。この場合でも、第1次建築制限の実施に必要な事項は第1次都市復興基本方針に記載しておくことが求められる。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	都市復興基本方針案を作成する
2週間以内	東京都などと協議、調整を行う
2週間以内	都市復興基本方針を決定し、公表する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

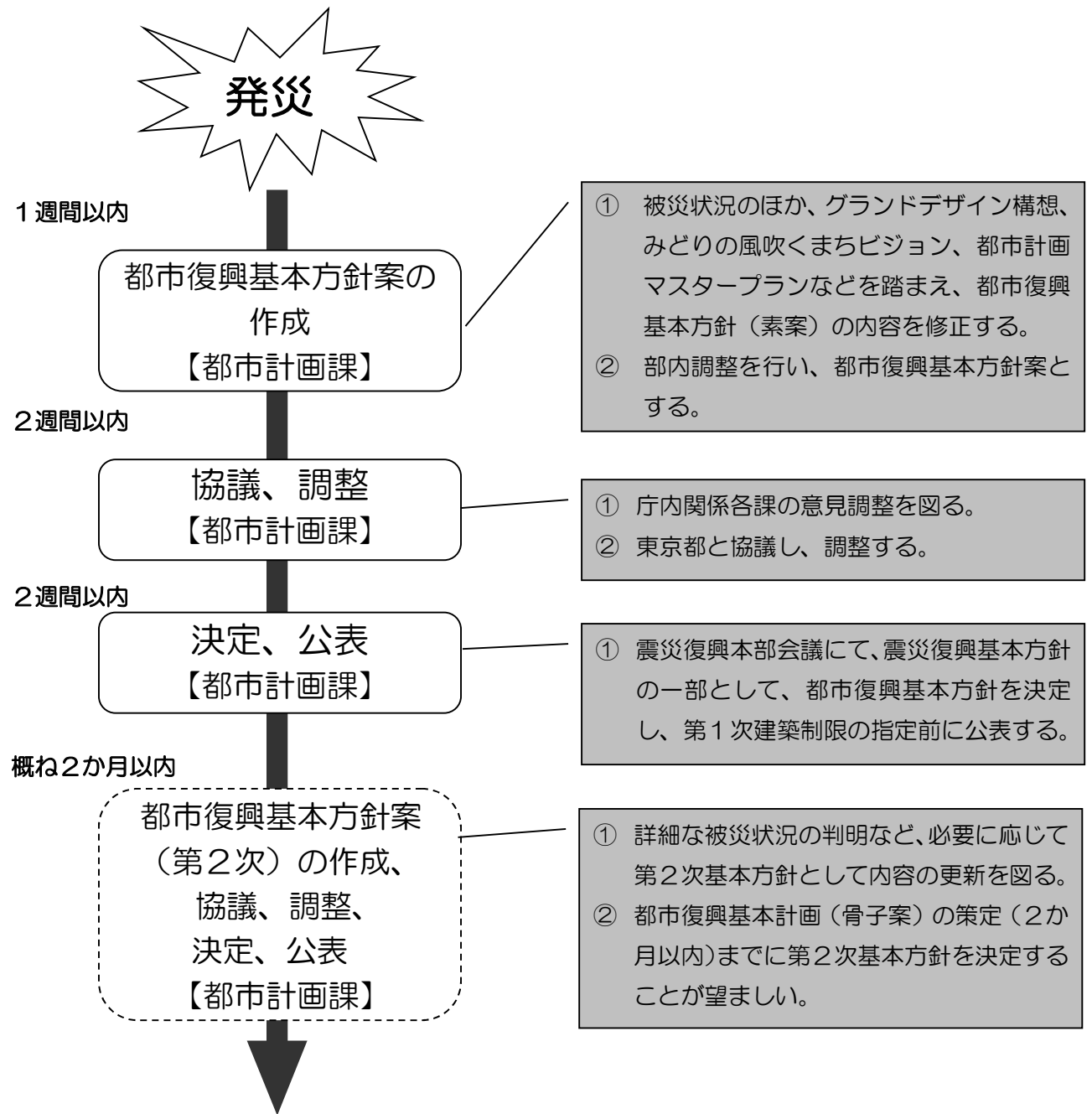
事前  
準備

留意  
事項

- 都市復興の基本方針は、震災復興基本方針の一部を構成する。また、第1次建築制限の実施の前提条件の1つとなる。
- 都市復興基本方針の策定・公表については、東京都とも協議する。



◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・都市計画マスタープラン等	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ
・ 資料第 021- 2 都市復興基本方針の策定
・ 資料第 021- 3 東京都の都市復興基本方針(案)
・ 資料第 021- 4 都市復興基本方針の策定段階別の内容(案)
・ 資料第 021- 5 市街地の復興に関する標準的な復興シナリオ
資 55~60 ページ

# 1 章

## 2 第1次建築制限の実施

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課・建築審査課

被害概況調査をもとに、被害の大きい地区を対象に建築基準法第84条に基づく第1次建築制限区域案を作成する。指定は東京都が行うが、区が原案を作成する。制限期間は、被災後1か月間（期間延長により最長2か月まで）である。

原則として、復興地区区分の設定において重点復興地区となる区域に適用し、官民で協働して復興まちづくりを展開すべき地区であることを付記して公表する。

住民の理解と協力が得られるよう、相談・支援・適切な情報提供を行う。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	第1次建築制限区域案を作成する
2週間以内	第1次建築制限の指定および告示を行う
1か月以内 (最長2か月)	建築制限を実施する

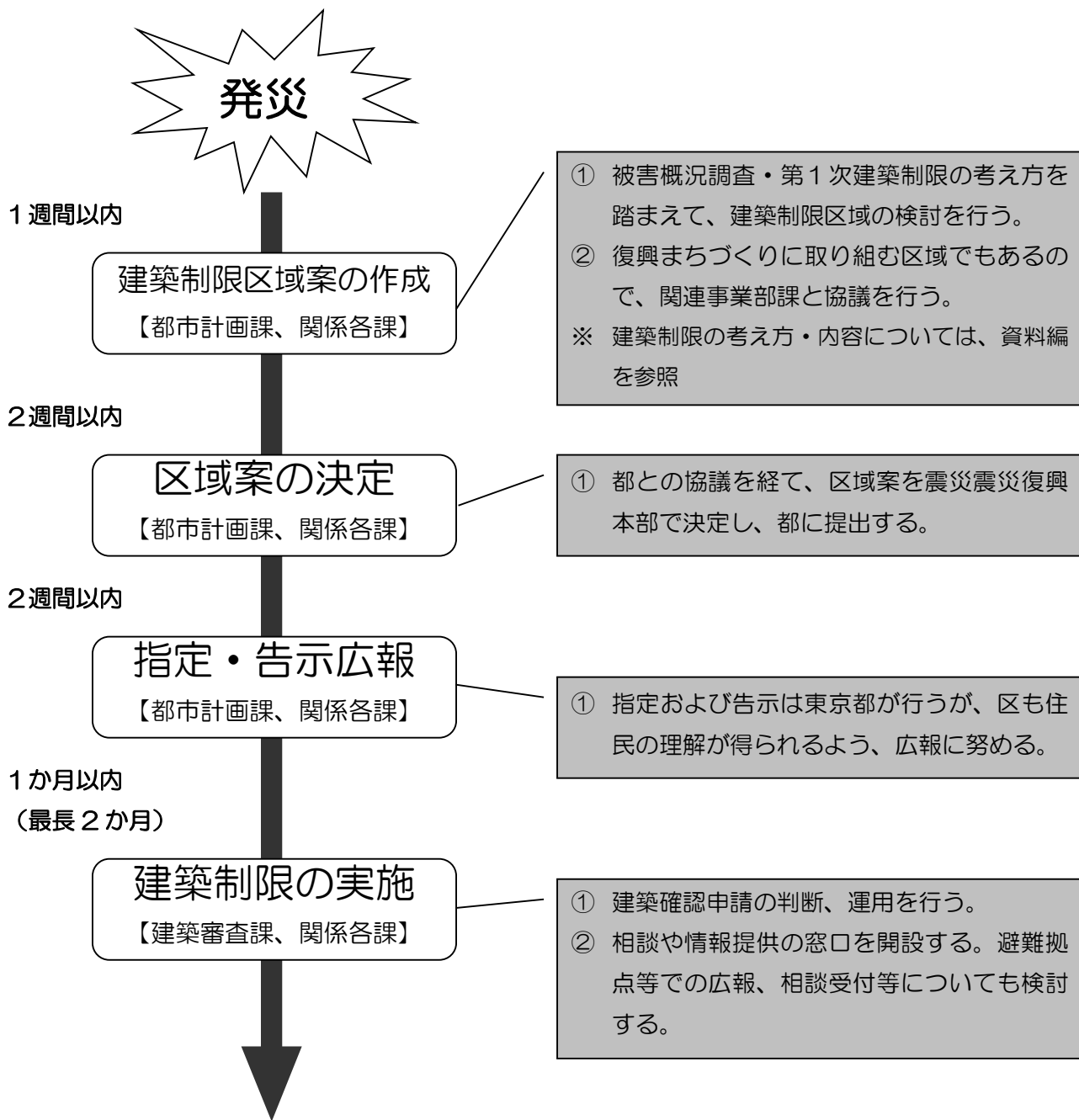
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前  
準備

留意  
事項

- 第1次建築制限は、東京都知事が区域指定と制限内容を告示するので、区域案作成等は東京都と事前協議を行う。
- 東京都知事は、仮設建築物の制限の緩和（建築基準法第85条1項）の告示も行うので、あわせて協議する。
- 第1次制限は、復興まちづくりに取り組む意思表示でもあるので、事業関連の部局と協議を行う。
- 建築制限の広報に当たって、制限内容を正確に伝える（全面禁止と受け取られない）よう配慮する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項に必要な物品**

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第021- 6 第1次建築制限の考え方
- 資料第021- 7 建築基準法第85条第1項に基づく仮設建築物に対する制限の緩和の実施  
資61~62ページ

## 3 家屋被害状況調査

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

家屋被害状況調査は、被災から1か月程度の間、家屋被害の状況をより詳しく把握するために実施する調査である。行政職員を主体として被災地区内の全建物を調査し、全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼など被害状況を調査する。

公的に住家の被害を認定するとともに、被災者へのり災証明書の根拠となる調査であり、都市復興の基礎データになる。調査が大幅に遅れると予想され、調査結果が復興地区区分の資料として不十分な場合には、代替調査を実施する。

なお、住家に関する調査については、り災証明書発行のための調査（住家被害認定調査）と兼ねる場合もある。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1週間以内	人員の確保等調査の準備を整える
1か月以内	現地調査を行い、図化・台帳作成を行う
1か月以内	調査票を集計し、東京都に報告する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

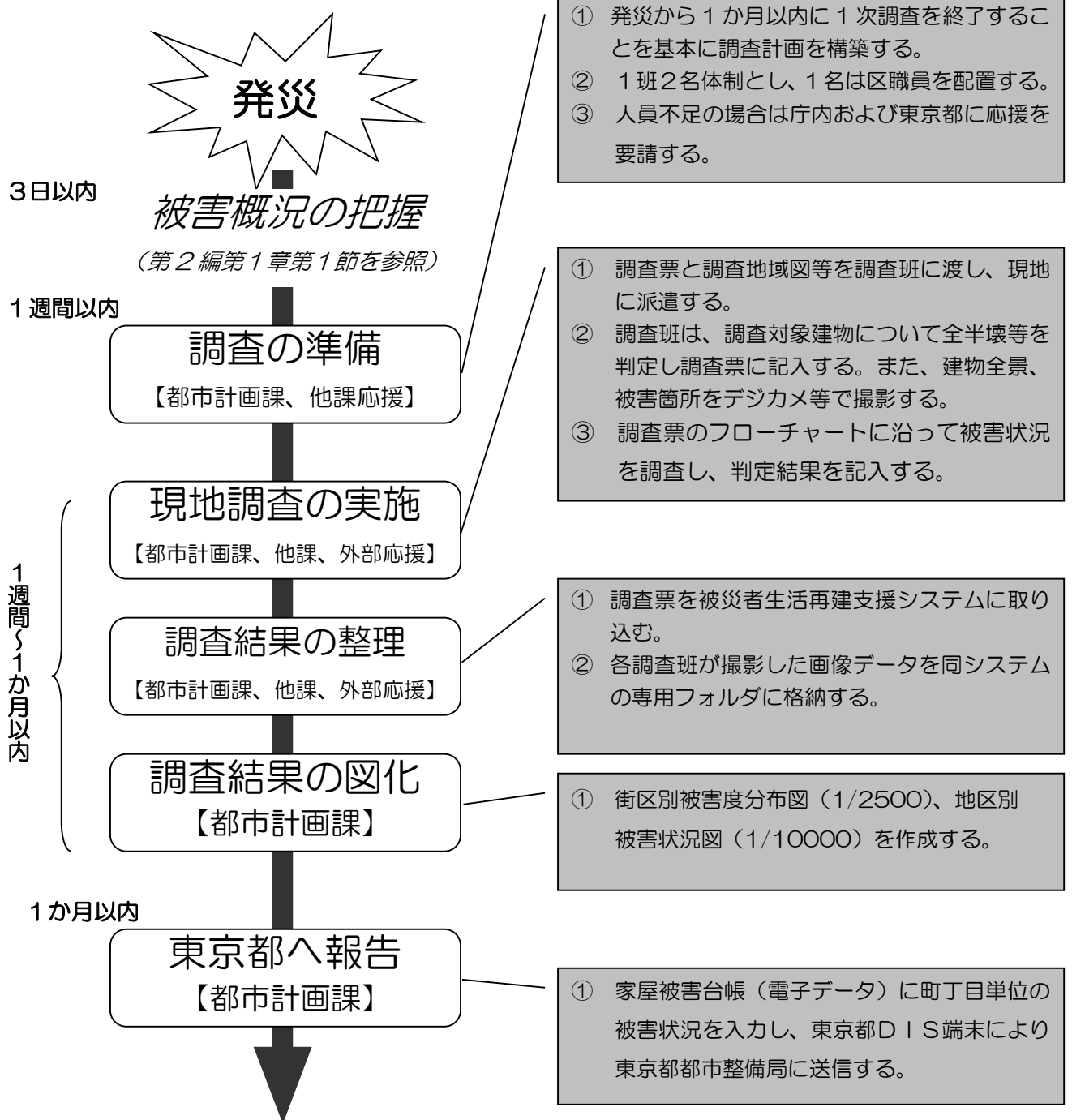
### 事前準備

- 調査方法は、関連する研修の受講等により習熟しておく。
- り災証明書発行マニュアルを作成しておく。
- 調査に当たり、個人情報取扱いについて、東京都と調整しておくこと。

### 留意事項

- 作業が大幅に遅れ、復興計画策定作業に影響を生じると見込まれるときは、応急危険度判定の調査票をもとに被災市街地の建物の被害状況を分析し、実働調査に代える。
- 調査チームの編成に当たっては、建築知識を有する者との編成を考慮する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項で必要な物品

- ・ 調査地域図
- ・ 調査票（木造用、非木造用）
- ・ 住家被害認定用パターンチャート
- ・ 調査済証
- ・ 調査員証、腕章、ベスト
- ・ 筆記具
- ・ カバン（画板付き）

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021- 8 家屋被害状況調査要領
- ・ 資料第 021- 9 家屋被害状況調査票(東京都様式)
- ・ 資料第 021-10 家屋損壊判定基準例
- ・ 資料第 021-11 用語解説
- ・ 資料第 021-12 家屋判定基準例に基づく参考事例
- ・ 資料第 021-13 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）
- ・ 資料第 021-14 代替調査

資 63～79 ページ

## 4 時限的市街地

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課課	都市計画課

まちの復興を円滑に進めるため、被災者の生活の場となる時限的（仮設）市街地を形成し、応急的な生活の場を提供する。

時限的市街地には様々の種類がある。被災状況や都市復興基本方針に基づいて適切に時限的市街地の形成を行うよう計画し、建設する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以内	時限的市街地づくりの方針案の決定
1 か月後	用地の確保と時限的市街地の計画作成
2 か月～2 年	時限的市街地の建設と入居

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

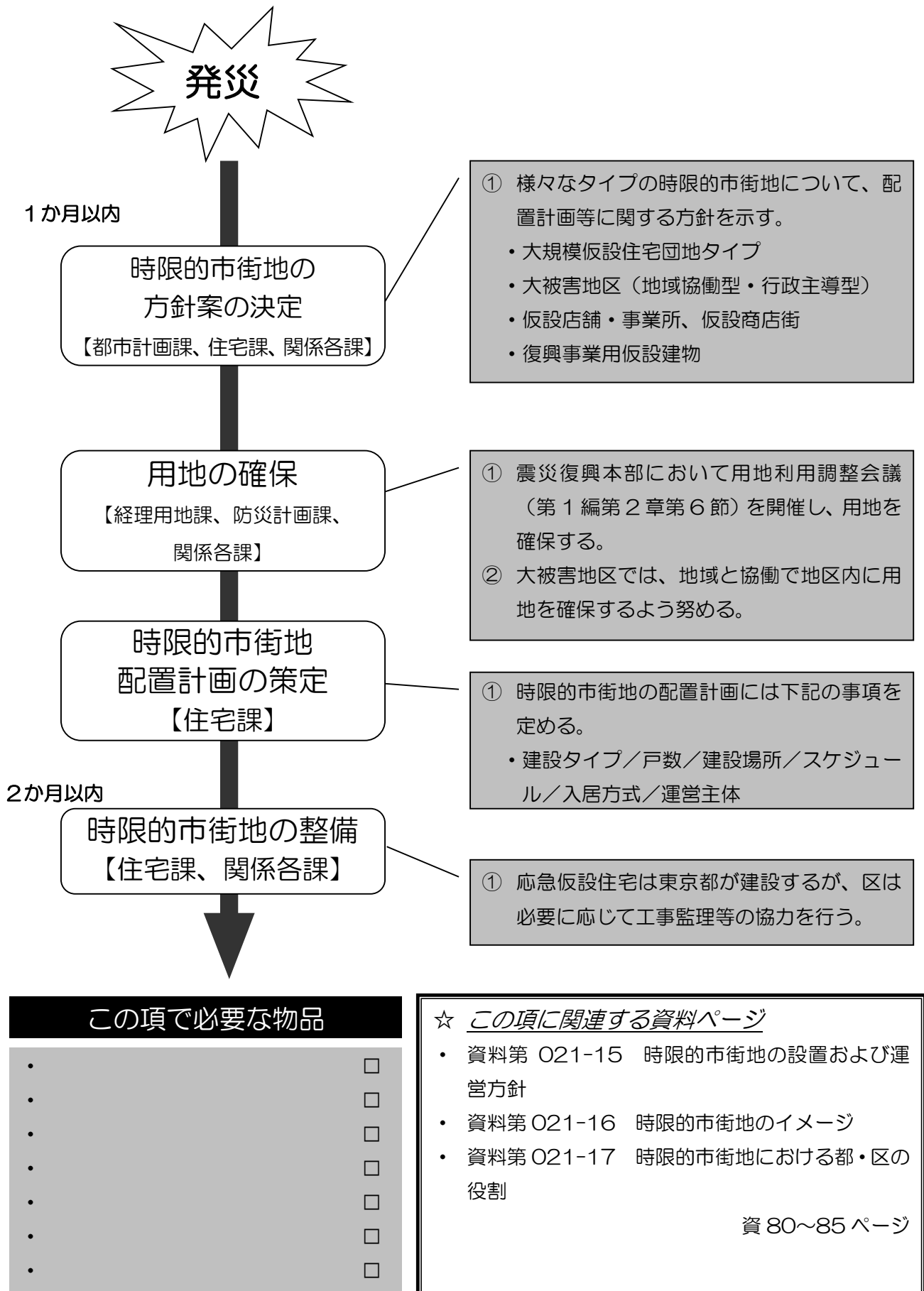
### 事前準備

- 災害救助法に基づく応急仮設住宅（東京都が建設）、復興事業に伴う事業用仮設建物（事業主体が建設）以外の仮設建築物について、手法など検討しておくことが重要になる。
- 民有地の時限的市街地利用に伴う協定、費用負担等について事前に検討しておくことが重要である。

### 留意事項

- 公園などの公共用地のほか、企業保有地・農地等民間オープンスペースの活用も必要になる（第1編第2章第6節「用地確保と利用調整」参照）。
- 応急仮設の建設量を抑制するため、修理が可能な建築物の利用、公的住宅や民間賃貸住宅の活用などにも取り組む（第2編第3章第2節「応急的な住宅の確保」参照）。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



# 1 章

## 5 復興対象地区区分

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

被災市街地の被害の程度や都市基盤整備状況を考慮し、都市復興を計画的に進めるため、復興対象地区を設定し、公表する。

復興対策基本図1・2・3を重ね合わせて、以下の復興地区区分を設定する。

- ・重点復興地区（抜本的な改造を要する地区）
- ・復興促進地区（部分的な改造を要する地区）
- ・復興誘導地区（基本的に自力再建をする地区）
- ・一般地区（被害が少ないか無被害の地区）

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月以内	復興対策基本図を作成する
1 か月以内	復興地区区分を設定する
1 か月	復興地区区分の決定と告示を行う

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

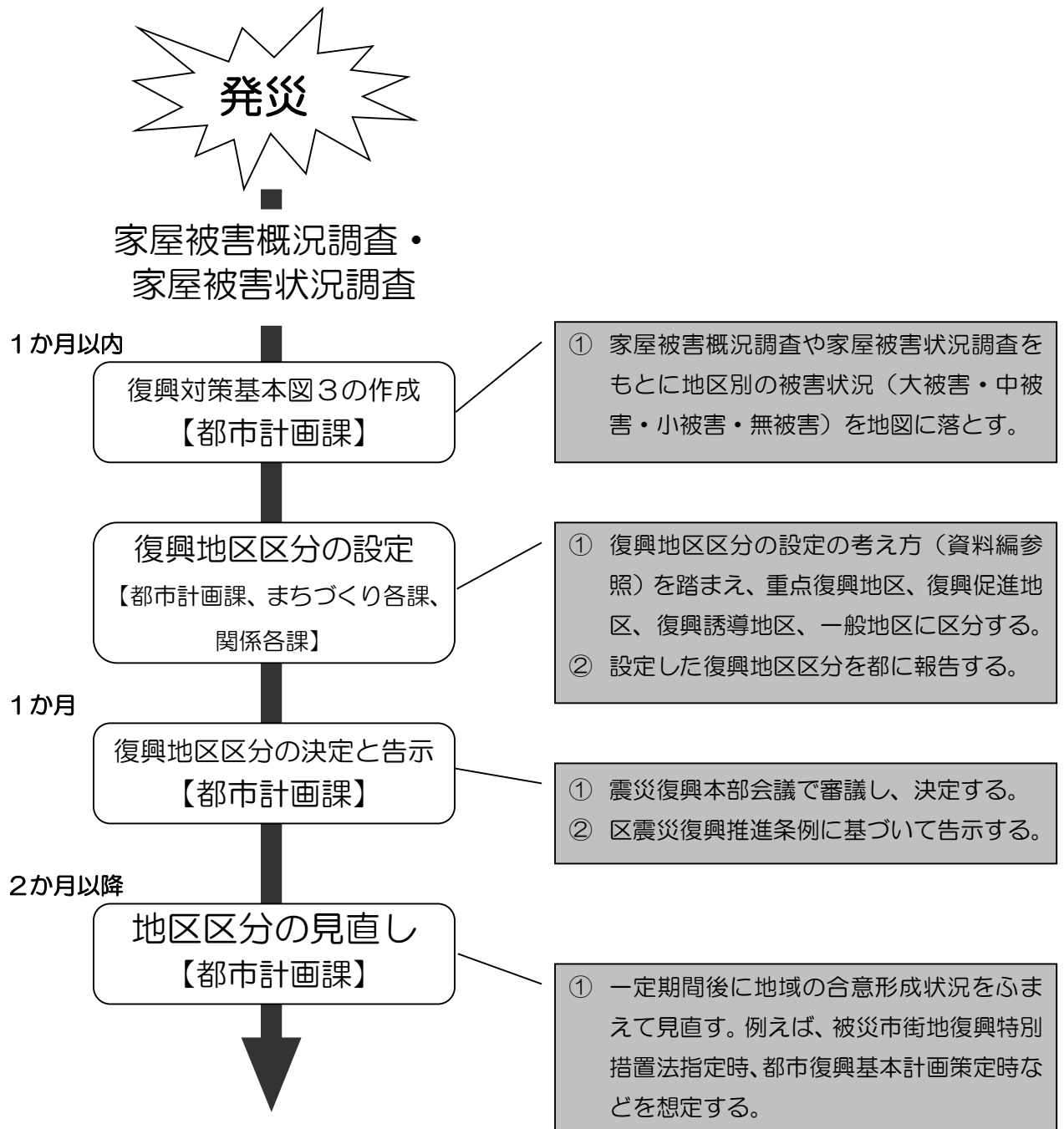
事前  
準備

留意  
事項

- 重点復興地区の設定に当たっては、第1次建築制限区域との整合性に留意する。
- 復興地区区分の設定は、家屋被害状況調査の結果を踏まえて行うことになっているが、実際はほぼ同時並行となるので、効率的に作業を進める。



◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項に必要な物品**

- ・復興対策基本図1
- ・復興対策基本図2
- ・家屋被害状況（概況）調査の結果
- ・
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第021-18 復興地区区分の設定の考え方  
資 86～97 ページ



# 第1章 第3節

## 都市復興基本計画の策定と展開

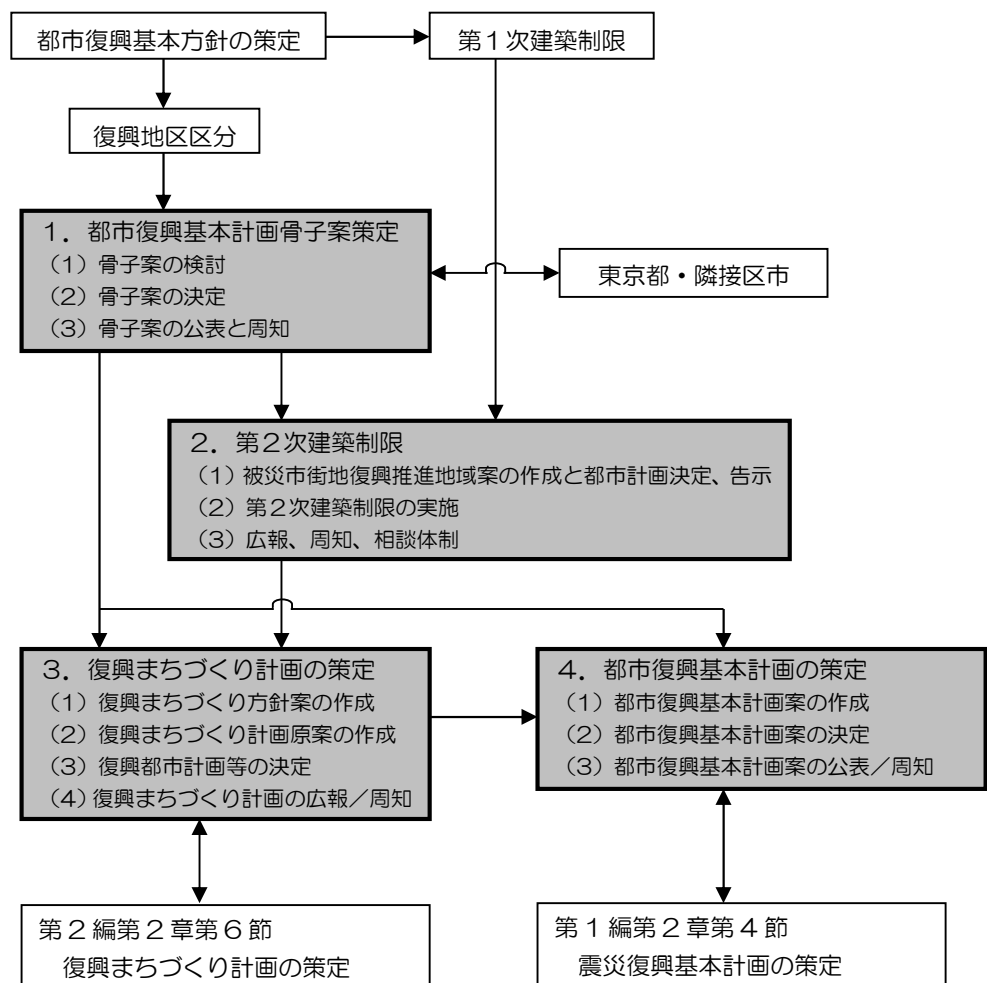
本節はおおむね震災後2か月前後から半年の復興計画策定段階を扱う。

被災後に公表した都市復興の基本方針をもとに、「都市復興基本計画の骨子案」を作成し公表・周知する。

また、骨子案を踏まえ復興まちづくりを行う重点地区等では、第1次建築制限が最長2か月間で期限を迎えるので、必要がある場合は「第2次建築制限」に移行する手続を行う。

並行して、地域協働復興の手順を踏むなどして、地区レベルの復興まちづくり計画を策定する。

これらを踏まえて都市復興基本計画を策定する。



# 1 章

## 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

被災後2か月以内を目途に、都市復興基本計画（骨子案）を策定し公表する。これは、都市復興基本方針を踏まえて、地域ごとの復興都市づくりの骨格・基本フレームを示すものである。

都市復興基本計画（骨子案）をベースに、第2次建築制限や地区レベルの復興まちづくりを展開していくことになる。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1 か月前後	都市復興基本計画（骨子案）の原案を作成
2 か月以内	都市復興基本計画（骨子案）を定める
2 か月	都市復興基本計画（骨子案）を公表・周知する

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

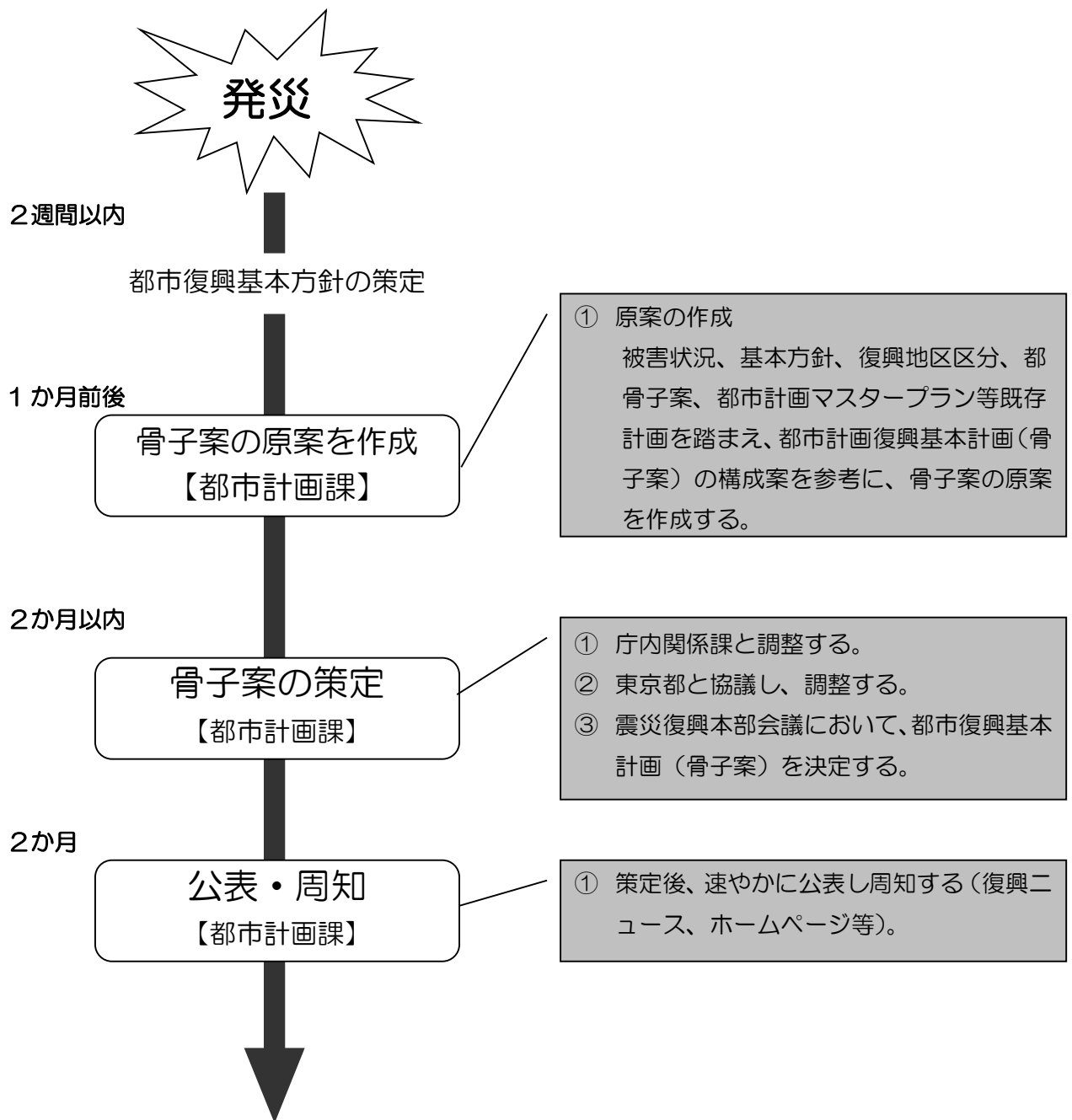
事前  
準備

都市復興基本計画（骨子案）に盛り込むべき計画項目について検討しておく。

留意  
事項

- 区としての骨子案の策定に当たって、都市計画審議会やそれにかわる審議の場（復興委員会等）の確保を検討しておく。
- 骨子案について、区民意見を求め、都市復興基本計画に反映させる手順を検討する。
- 骨子案の策定については、東京都とも協議する。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項に必要な物品**

- 都市計画マスタープラン等
- 復興対策基本図 1・2・3
- 復興地区区分図
- 都市復興基本方針
- 
- 

☆ この項に関連する資料ページ

- 資料第 021-19 区市町村の都市復興基本計画骨子案について
  - 資料第 021-20 区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針
  - 資料第 021-21 区市町村都市復興基本計画（骨子案）の構成案
  - 資料第 021-22 都市復興基本計画（骨子案）の被災地域別計画図作成イメージ
- 資 98～102 ページ

# 1 章

## 2 第2次建築制限の実施

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課・建築審査課

区は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき被災市街地復興推進地域を指定し（区決定）、同法第7条に基づき地域内の建築行為等を制限する。これは、第1次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らない場合に指定する。

被災市街地復興推進地域は、重点復興地区を基本に、事業等の導入が必要な地域を指定する。地域指定ができる期間は、発災の日から2年以内である。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2 か月以内	被災市街地復興推進地域案を作成する
2 か月以内	推進地域の都市計画決定・告示を行う
最大 2 年まで	第2次建築制限を実施する

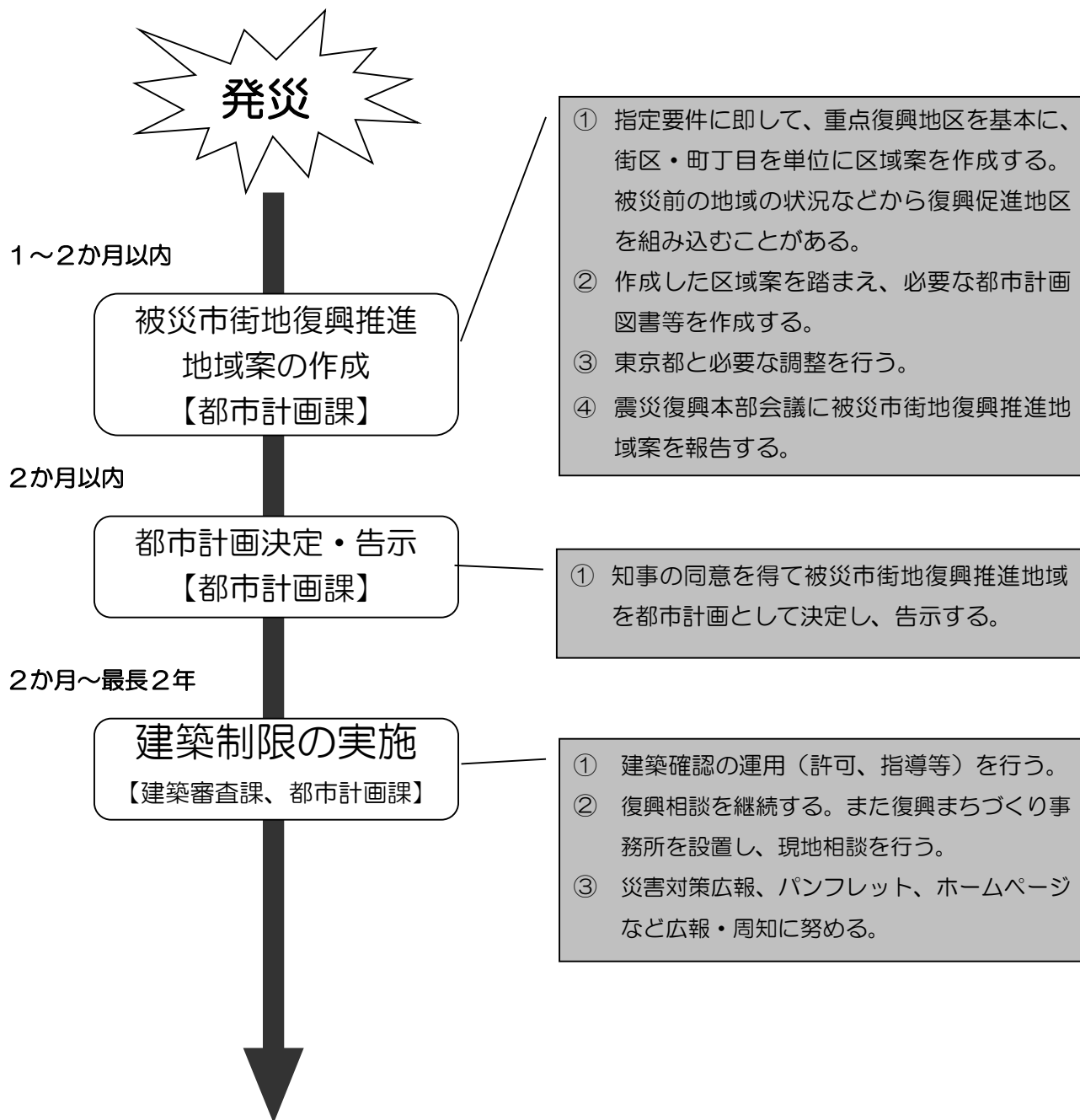
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前  
準備

留意  
事項

- 第2次建築制限の制限内容についても、東京都と調整すること。
- 第2次建築制限は、復興まちづくりに引き続き取り組むためのものであるため、事業関連の部局と協議を行う。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項に必要な物品**

- ・ 第1次建築制限区域
- ・ 復興地区区分図
- ・
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-23 第2次建築制限の考え方
- ・ 資料第 021-24 第2次建築制限の実施における区と都の役割

資 103～105 ページ

# 1 章

## 3 復興まちづくり計画の策定

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課・まちづくり各課	まちづくり各課

都市復興基本計画（骨子案）を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図る。概ね2か月を目処に、復興地区区分に即して地区ごとに復興まちづくり方針を公表する。それを踏まえて地区ごとに復興まちづくり計画案を作成し、概ね6か月を目途に都市計画手続等を行い、計画を決定する。

計画案の作成には、地域協働復興による進め方（第2編第2章参照）および行政が住民意見を踏まえて行う進め方の2通りがある。

行政主導で行う地区では、意見反映を行って復興まちづくり計画案を策定、広報を行う。合意形成状況を踏まえて、都市計画決定等の手続を行い、復興まちづくり計画として確定する。

### 一目で分かる！ プロセスの概略

発災から 2か月以内	区で復興まちづくり方針を作成し公表
6か月以内	復興まちづくり計画原案作成と意見反映
6か月以降	都市計画決定を経て復興まちづくり計画を確定

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前準備

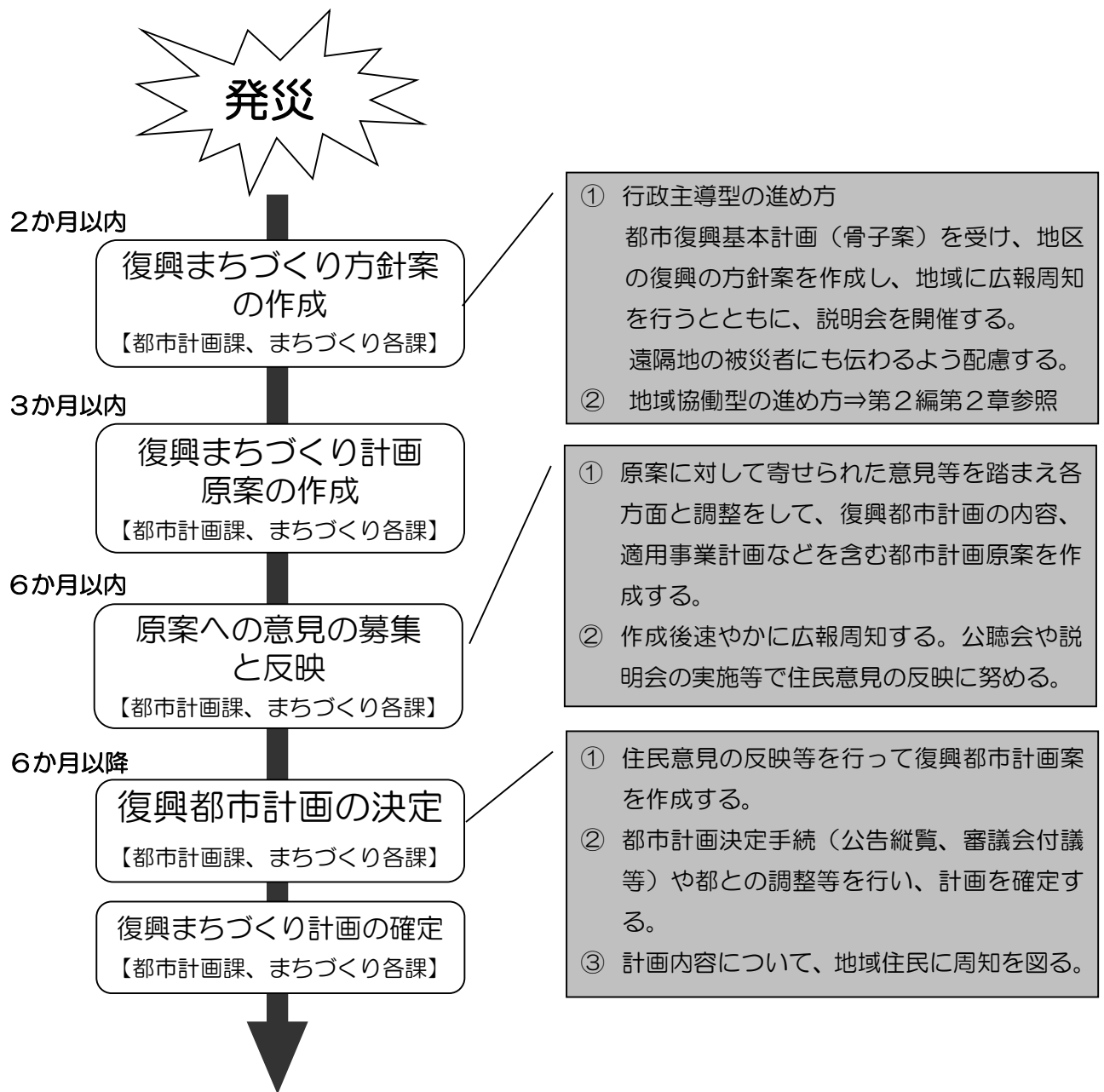
- 道路等の基盤が不足しており、市街地整備が必要な地区では、事業計画の確定に先立って公園・道路用地の先行買収を行うことについて検討しておく。
- 復興まちづくり計画の作成や合意形成に当たり、必要場合は専門家（コンサルタント等）を活用する。事前にその選定方法等について定めておく。

留意事項

- 概ね6か月を目処に復興まちづくり計画を策定する。地域協働により計画策定を進める地区において、概ね6か月の段階で、復興市民組織が結成されないなど大幅に復興計画作成が遅れる場合は、行政主導型の進め方に切り替えることも考慮する。
- 「復興都市計画案」は都市計画決定手続用の法定図書である。



◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



- この項に必要な物品**
- ・復興まちづくり計画作成例（資料編参照）
  - ・
  - ・
  - ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-25 復興まちづくり計画の策定方法
- ・ 資料第 021-26 復興まちづくり計画等策定指針
- ・ 資料第 021-27 復興まちづくり計画原案の作成例
- ・ 資料第 021-28 【参考】復興まちづくり計画原案の例示のための地区区分
- ・ 資料第 021-29 【参考】インフラ整備に関する検討に当たって考慮すべき事項
- 資料第 021-30 【参考】市街地整備に関する検討に当たって考慮すべき事項

資 106～115 ページ

# 1 章

## 4 都市復興基本計画の策定

★地域防災計画  
Ⅱ 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
都市計画課	都市計画課

被災後6か月以内を目処に、練馬区全体に関わる都市復興のマスタープランとなる都市復興基本計画を取りまとめる。これは、骨子案やその後の進捗状況、地区の復興まちづくり計画、区民の意見および地区住民等との協議の成果を反映させて作成する。

主要な項目としては、基幹的施設およびその他都市施設の整備内容、地区別の適用事業と整備計画、スケジュール等を記載する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 2か月以降	都市復興基本計画案の検討
6か月以内	区民意見の反映
6か月前後	都市復興基本計画の策定と公表

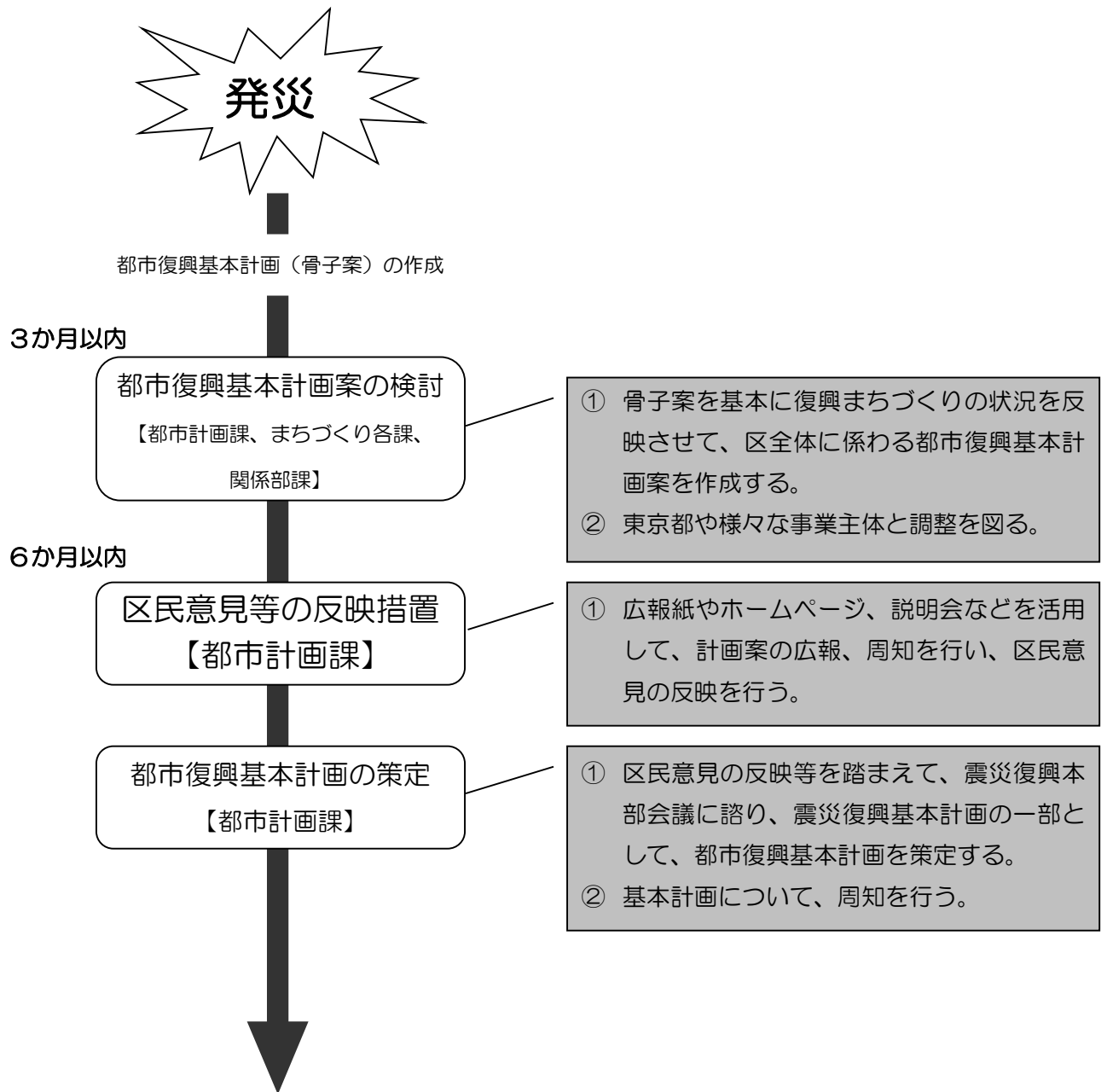
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前  
準備

留意  
事項

- 計画案の作成に当たっても、都市計画審議会などを活用した計画検討の場を設置することなど、進め方を検討しておくこと。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-31 都市復興基本計画の策定

資 116 ページ



# 第1章 第4節

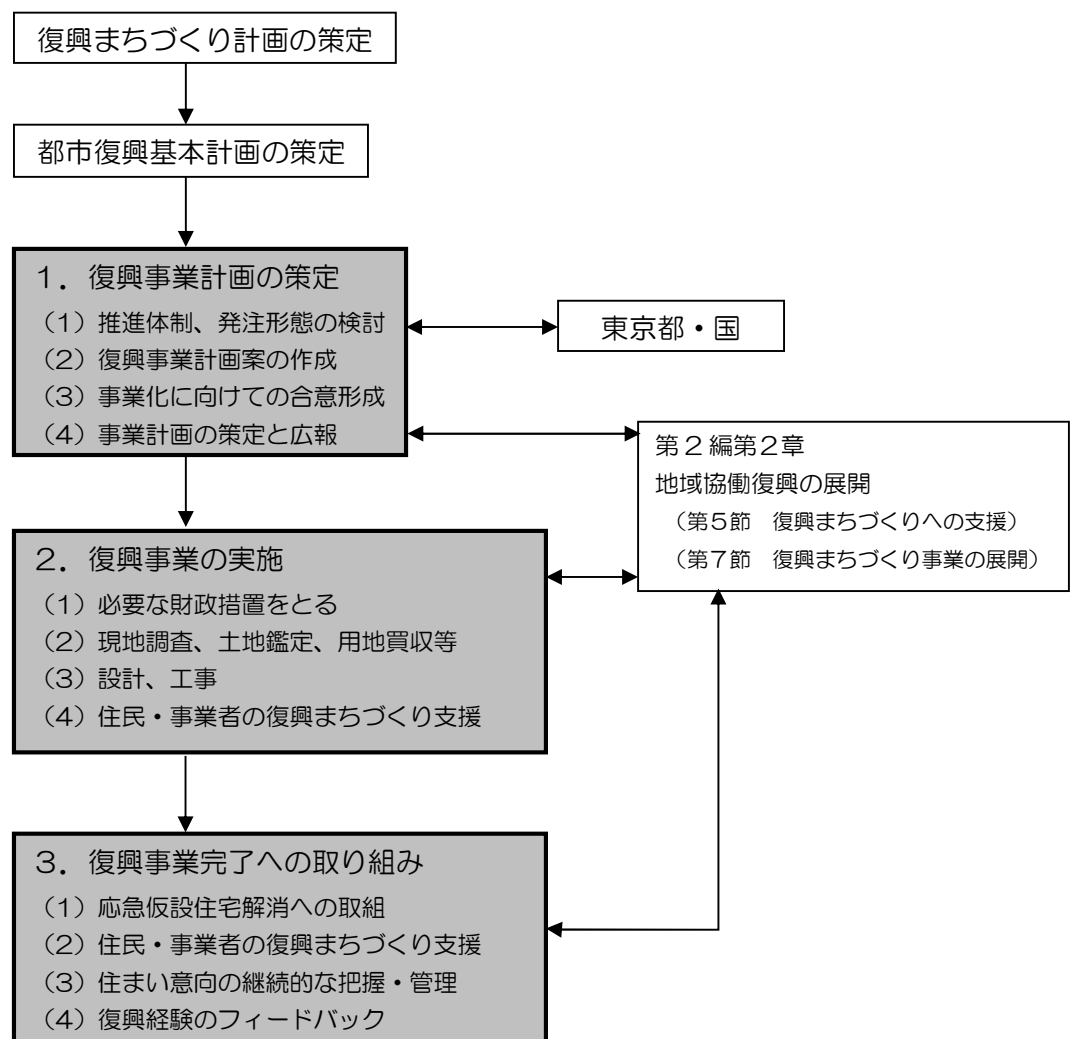
## 復興事業の推進

本節はおおむね震災後6か月前後からの復興事業を展開していく段階を扱う。

都市復興基本計画に基づいて、都市施設の整備、市街地整備事業など復興事業計画を作成し、事業を展開する。

事業計画策定に当たっては、制度的手続や予算措置などが必要になり、また一方では関係権利者への理解協力を求めることが必要になる。

事業の進捗に合わせて、各種施設のデザイン検討や復興地区・施設の運営などに、区民が主体的に係わることが望ましい。このため、地域復興組織（復興まちづくり協議会）や町会自治会などと連携して、区民のまちづくり活動を支援していく。



# 1 章

## 1 復興事業計画の策定

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課	まちづくり各課

復興まちづくり計画および都市復興基本計画等にもとづき、都市施設の整備、面的整備事業（再開発、土地区画整理）や修復型の任意事業について、復興事業計画を策定する。

個別事業計画にあたっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、財源の確保などについて関係機関と調整を図る。並行して関係権利者との合意形成に取り組む。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6 か月前後	事業推進体制・多様な発注形態の検討
6 か月以内	復興事業計画案の作成
6 か月以降	事業化へ向けての合意形成
6 か月以降	事業計画の策定と広報

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

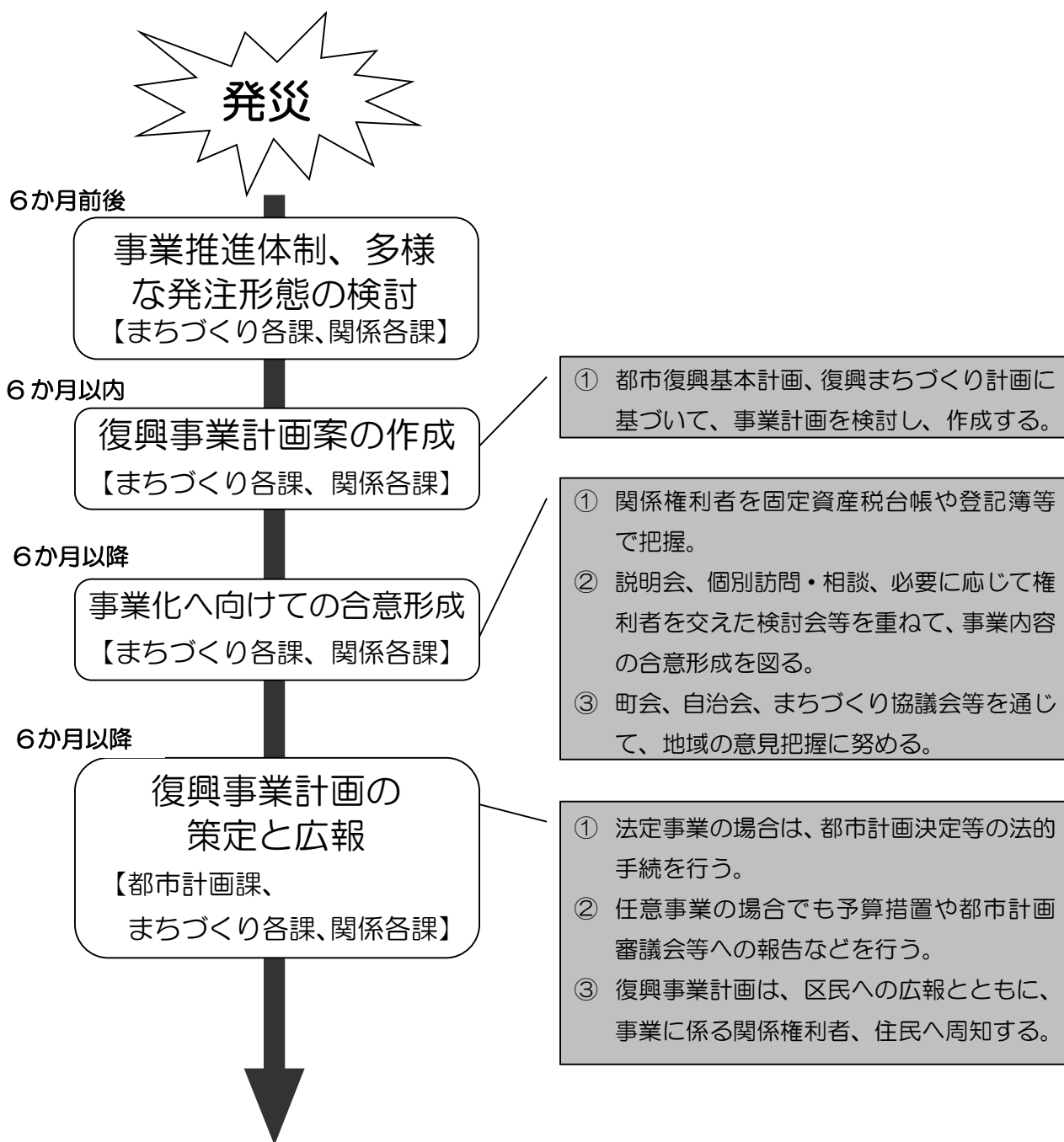
### 事前準備

- 震災復興に活用できる事業制度について整理しておく。
- 円滑な事業実施のため、平時から、発注手続の期間短縮化や作業の効率化による工期短縮等に寄与する発注方法、発注に必要な様式書類、要項等の準備を進めておく。

### 留意事項

- 復興に関する事業制度や特例措置について、十分に把握しておくこと。
- 被災状況に応じて国が創設する復興補助メニューを踏まえて検討を行う。
- 復興事業は、基本的には都及び区市町村が事業者となるが、事業の内容により公社、機構、組合や民間企業等も事業者になりうるので、必要に応じて調整を図る。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項に必要な物品**

- ・復興まちづくり計画
- ・都市復興基本計画
- ・適用する事業の要綱等
- ・
- ・
- ・

☆ この項に関連する資料ページ

- ・ 資料第 021-32 復興事業の推進  
資 117~123 ページ

# 1 章

## 2 復興事業の実施

★地域防災計画  
II 防災本編  
第6章 区民生活の早期再建  
第11節 市街地復興計画

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）	都市計画課 （みどりのまちづくりセンター）

策定した復興事業計画にもとづき、各々の復興事業を推進する。

復興まちづくりとともに、計画の柔軟な見直しも視野に入れ、できるだけ円滑かつ確実に事業を進められるよう心がける。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 6 か月前後	必要な財政措置をとる
6 か月前後	現地調査、土地鑑定、用地買収等
6 か月以降	設計、工事
6 か月以降	住民・事業者の復興まちづくり支援

▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前

準備

- 環境まちづくり公社とみどりのまちづくりセンターの区民への支援について、協定を締結しておくこと。

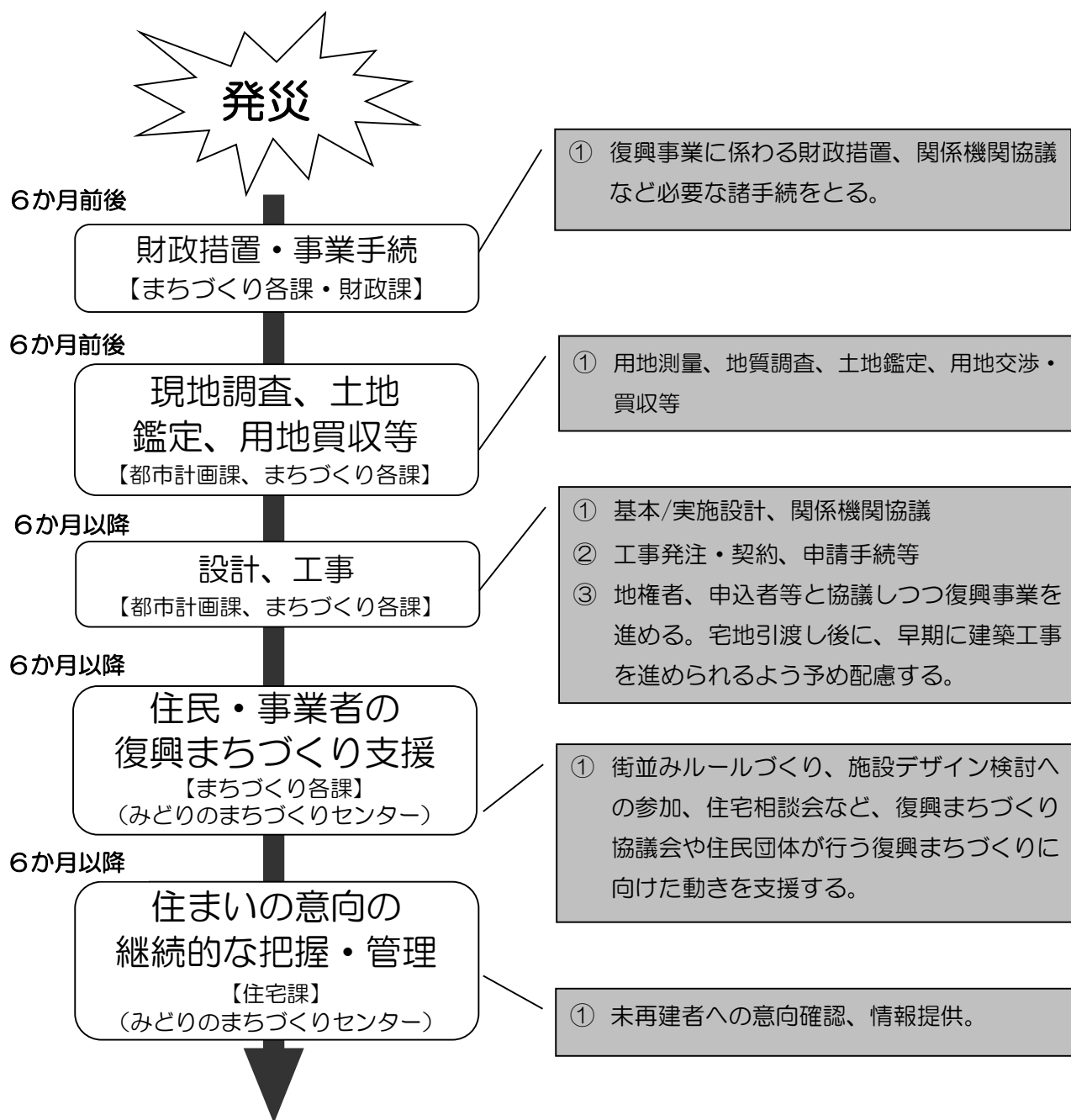
留意

事項

- 復興事業計画は、暫定的な図面情報を基にした誤差もあろうる測量結果に基づく計画であることから、開発適地の検討は見直しも想定するなど、柔軟に対応する。
- 事業への区民の正式申込みや宅地の場所決めを早い段階に行うことにより、申込者は建築等の設計を早く始められ、区はキャンセルや空き区画の発生リスクを軽減できる。



◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



この項に必要な物品	
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>
・	<input type="checkbox"/>

☆ この項に関連する資料ページ

- （再掲）資料第 021-32 復興事業の推進  
資 117～123 ページ

# 1 章

## 3 復興事業完了への取組

実施責任担当課	マニュアル更新担当課
まちづくり各課、都市計画課（みどりのまちづくりセンター）、住宅課	都市計画課 （みどりのまちづくりセンター）

復興まちづくりにおける事業完了段階として、応急仮設住宅の管理・集約・解消への取り組み、事業完了後を見据えた事業所・住まいの再建支援、さらには復興経験のフィードバック等を進める。並行して、区民からの自発的なまちづくり活動を育成する。特に、コミュニティ再生や高齢者の分野など、事業区域周辺の地域住民も含めて参加するソフトなまちづくりについても促進する。

### 一目で分かる! プロセスの概略

発災から 1年前後	応急仮設住宅解消への取組
前項から継続	住民・事業者の復興まちづくり支援
前項から継続	住まいの意向の継続的な把握・管理
1年程度以降	復興経験のフィードバック

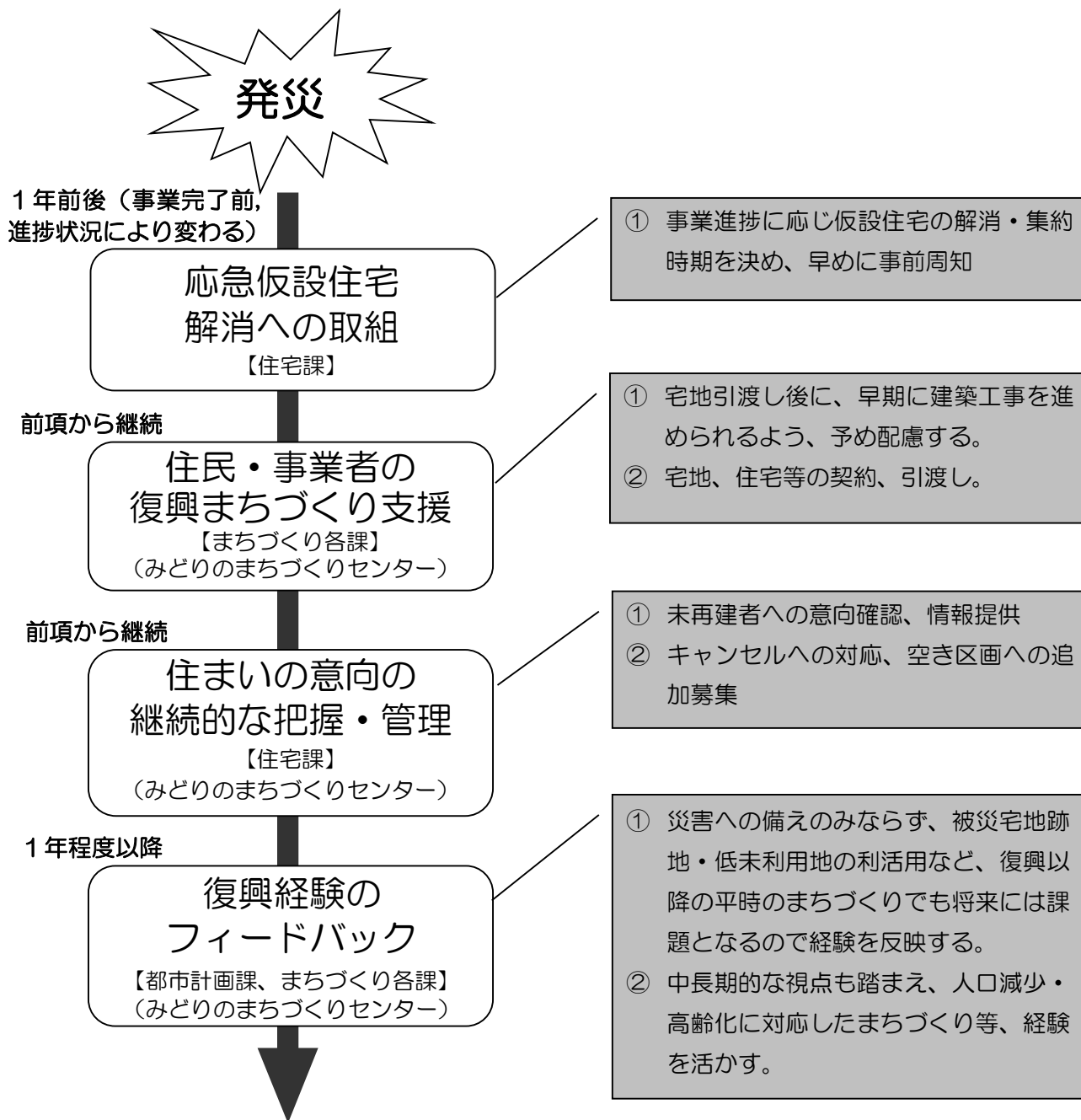
▲ 詳細な行動手順は次ページ、または巻末の資料編を参照

事前  
準備

留意  
事項

- 事業完了に向けては被災者の実情を踏まえ、申込のキャンセル対応、空き区画等への追加募集の実施が必要となる。

◆行動の手順（〔 〕内は主管課。斜体は災害対策本部の仕事。囲みなしは実施済みの項目）



**この項で必要な物品**

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

☆ この項に関連する資料ページ

- (再掲) 資料第 021-32 復興事業の推進  
資 117~123 ページ

